

福井県海岸保全基本計画
(加越沿岸・若狭湾沿岸)
概要版

福 井 県

1. 海岸保全基本計画について

海岸保全基本計画とは、平成 11 年の海岸法の改正に伴い、国が定めた海岸の保全に関する基本的な指針である「海岸保全基本方針」に基づいて都道府県が作成する法定計画です。

平成 11 年の海岸法の改正では、それまでの「災害からの海岸の防護」の目標に加えて、「海岸環境の保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が追加されました。海岸保全基本計画では、「**防護**」「**環境**」「**利用**」が調和した総合的な海岸保全を推進し、地域の特性を生かした海岸づくりを目指して、海岸の保全や海岸保全施設の整備に関する事項を定めています。

福井県の沿岸は、石川県境から越前岬までの「加越沿岸」と越前岬から京都府境までの「若狭湾沿岸」の 2 沿岸に区分されます。それぞれの沿岸において、平成 14 年に海岸保全基本計画を策定し、その後海岸法の改正により平成 28 年に計画変更を行っています。

加越沿岸・若狭湾沿岸における基本理念

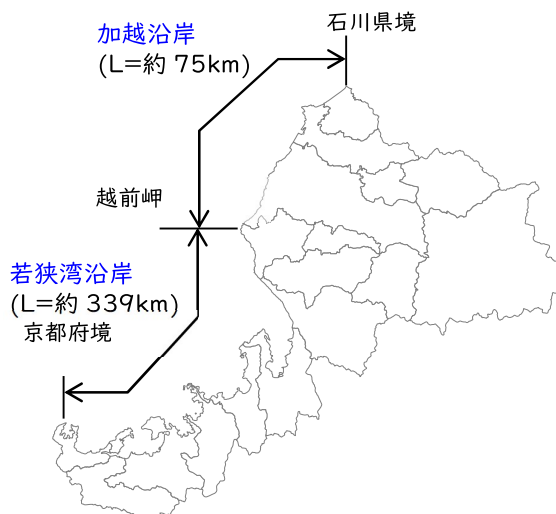
福井県では、安全で自然豊かな、人々に親しまれる海岸を次世代に継承することを目指して、今後の海岸保全においては、「残された福井の豊かな自然環境を守る」とともに、「**防護**」の必要な海岸は、地域の**利用**を踏まえ、自然**環境**と調和した海岸の保全に努める」ことを基本的な理念とする。

加越沿岸の海岸保全の方向

個性ある景観と多様な生態系を育む加越沿岸の保全・再生と地域の文化を継承し新たな交流と活力を培う海岸づくり

若狭湾沿岸の海岸保全の方向

魅力あふれる豊かな自然環境の保全、安全で親しみのある海岸環境の創出と次世代に向けた新たな交流、地域の文化の継承・発展に寄与する海岸づくり



浜住海岸（加越沿岸）



竹波海岸（若狭湾沿岸）

2. 計画変更の背景

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書（平成25年（2013年））では、気候システムの温暖化は疑いの余地がなく進行しており、大気と海洋の温度上昇、雪氷の減少、海面水位の上昇が報告されています。また21世紀の間、世界全体で大気・海洋の温暖化が続き、世界平均の海面水位も上昇し続けると予測されています。

令和元年（2019年）10月に、国は「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」を設置し、気候変動に伴う平均海面水位の上昇や高潮時の潮位偏差や波浪の変動等による沿岸地域への影響、海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法など、今後の海岸保全のあり方について検討を行いました。令和2年（2020年）7月に、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」が公表され、今後の海岸保全については、過去のデータに基づきつつ、気候変動の影響を明示的に考慮したものへと転換することが示されました。

これを受けて、国は令和2年（2020年）11月に海岸保全基本方針を変更し、県では気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の見直しを行うこととなりました。

今回の海岸保全基本計画の変更では、気候変動シナリオとして2℃上昇相当を前提とし、21世紀末（2100年）時点の海岸保全の目標などを示すとともに、気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえ、段階的な防護水準を検討する旨を示すこととしました。

計画変更のポイント

①海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を明示

- ・気候変動を踏まえた計画外力・適応策等を海岸保全基本計画に反映する。

②前提とする温暖化シナリオ及び目標時点を明示

- ・気候変動シナリオとして、2℃上昇相当を前提とし、将来の気候変動を考慮した21世紀末（2100年）時点の海岸保全の目標等を示す。

③段階的な防護水準の検討

- ・気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえ、段階的な防護水準を検討する旨を示す。
- ・ハード対策のみで防護できるレベルには限界があること等を踏まえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて対応を検討する旨を示す。

④計画の確認・見直し

- ・気候変動には不確実性があり、将来の予測結果が変わる可能性があることから、新たな知見等をもとに適宜計画の確認、必要に応じて見直しを検討する旨を示す。

3. 防護の水準

福井県の加越沿岸、若狭湾沿岸では、高潮・高波などの災害から海岸を防護するための水準を設定しています。今回の海岸保全基本計画の変更では、「地震・津波に対する防護の水準」と「気候変動を踏まえた防護の水準」を追加しました。

高潮・高波に対する防護の水準

冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波や浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾、石油備蓄基地等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護する。

侵食に対する防護の水準

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図る。

地震・津波に対する防護の水準

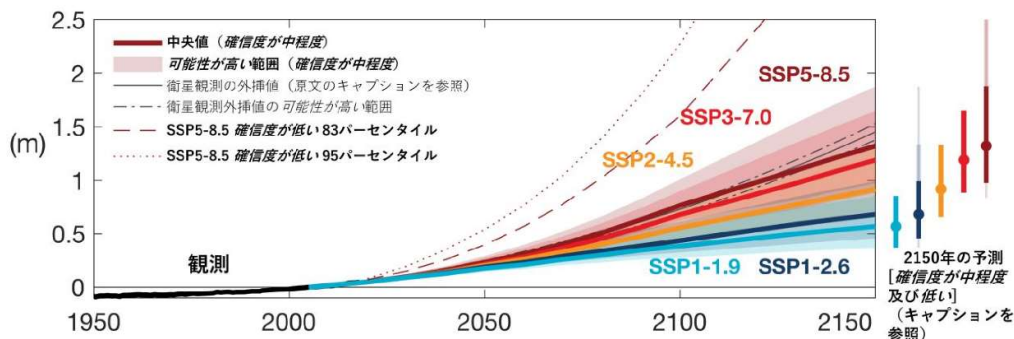
比較的発生頻度の高い津波（レベルⅠ津波、数十年～百数十年の頻度で発生）に対しては、地形・地域特性等を勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割した地域海岸ごとに設計津波水位の設定を行い、背後地の状況に応じて適切に防護する。

気候変動を踏まえた防護の水準

2100年時点の2℃上昇シナリオを基本とし、今後の海岸保全が手遅れにならないよう、予測される将来の気候変動への影響を考慮した海岸保全へ転換し、ハード・ソフト対策を組み合わせ、気候変動への適応策を進める。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による世界の平均海面水位の予測

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書では、21世紀末ごろには産業革命以前と比べてSSP1-2.6シナリオでは2℃程度、SSP5-8.5シナリオでは4℃程度平均気温が上昇する予測となっています。平均海面水位の変動は、平均気温の変化に対して応答が遅く、平均気温を2℃上昇（SSP1-2.6）に抑えられたとしても、平均海面水位は2050年以降も引き続き上昇し続けると予測されています。



4. 防護・環境・利用に関する施策

福井県の加越沿岸、若狭湾沿岸では、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進するため、以下の施策を実施していきます。

防護に関する施策

1. 低地における越波・越流対策

- ・海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上 **更新**
- ・自然の防災機能の活用
- ・防災・避難体制の整備
- ・ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への対応策 **新規**

2. 津波への対策

- ・設計津波水位（レベルⅠ津波）に対する対策 **新規**
- ・設計津波水位を上回る津波に対する対策 **新規**

3. 海岸侵食への対応

- ・砂浜の保全・回復 **更新**
- ・総合的な土砂管理への取り組み
- ・沿岸域漂砂の連続性と動向を勘案(加越沿岸のみ)

4. 周辺海岸および周辺施設への配慮（若狭湾沿岸のみ）

- ・周辺海岸および周辺施設への配慮

5. 海岸保全施設の機能維持

- ・海岸保全施設の機能維持 **更新**

6. 侵食や越波・越流状況の把握

- ・侵食や越波・越流状況の把握

新規・更新施策の内容

分類	施策	施策の内容
防護	新規	ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への対応策
		気候変動の不確実性を踏まえ、段階的な防護水準を設定してハード対策を実施していく。ハード対策の完了までには時間を要することを踏まえ、ソフト対策についても適切に組み合わせ、背後地の資産を守る。
		設計津波水位（レベルⅠ津波）に対する対策
	更新	設計津波水位を上回る津波に対する対策
		設計津波水位を超えて海岸堤防等を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊に至るまでの時間を少しでも長くし、人命を守るための避難時間を稼ぐことができるように粘り強い構造とする。
		海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上
更新	砂浜の保全・回復	高波浪による越波・越流に対し、沖合施設との組み合わせや砂浜を含めた面的防護方式等、より効率的な工法の採用を図り、越波・越流被害を防止する。
	海岸保全施設の機能維持	平均海面水位の上昇に伴う汀線後退が想定されることから、「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的に地形変化等をモニタリングし、将来変化の予測に基づいて必要に応じた対策を検討する。
		今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、予防保全の考えのもと、施設の長寿命化計画を策定し、維持及び修繕を計画的に実施していく。

環境に関する施策

1. 生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全

- ・ 海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境 **更新**
- ・ 海岸域における貴重種を含む動物の生息環境 **更新**
- ・ 海岸域における藻場の保全と藻の育成環境 **更新**

2. 良好な海岸景観の保全

- ・ 岩礁・断崖等の良好な自然景観 **更新**
- ・ 砂浜・海岸林が一体となった自然景観 **更新**

3. 自然環境に対する人為的影響の緩和

- ・ 自然環境に対する人為的な影響の緩和
- ・ 油流出事故などへの適切な対応
- ・ 環境教育への活用

4. 海域の水質・底質環境の保全

- ・ 海域の良質な水質・底質環境の保全

5. 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復

- ・ 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

更新施策の内容

分類	施策	施策の内容
環境更新	海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境	海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜、砂丘を有する汀線近くの貴重な海岸植生およびその生育・繁殖環境と調和した整備方針とする。
	海岸域における貴重種を含む動物の生息環境	海岸保全施設の整備に当たっては、鳥類、昆虫類等多様性に富む生物の生息・繁殖環境と調和した整備方針とする。
	海岸域における藻場の保全と藻の育成環境	海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境と調和した整備方針とする。
	岩礁・断崖等の良好な自然景観	海岸保全施設の整備に当たっては、岩礁・断崖などの良好な自然景観と一体となった整備方針とする。
	砂浜・海岸林が一体となった自然景観	海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜や海岸林の景観、さらにそれらが創り出す一体的な自然の海岸景観とする。

利用に関する施策

1. 周囲と調和した海岸の整備

- ・ まちづくりとの連携

2. 海辺における快適性・利便性の向上

- ・ 水際線や前浜へのアクセスの確保
- ・ 多様な海岸利用への配慮
- ・ 快適な海岸利用に資する施設整備
- ・ 多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応
- ・ 高齢者、障害者等への配慮
- ・ 海岸に関する情報の発信

3. 海岸愛護思想の普及

- ・ 海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

農林水産部	水産課
農林水産部	森づくり課
農林水産部	農地整備課
土木部	砂防防災課
土木部	港湾空港課

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17 番 1 号
電話 (0776) 21-1111 (代表)
<https://www.pref.fukui.lg.jp>